

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成28年6月21日（火曜日）

## 総務消防委員会

日時 平成28年6月21日（火曜日） 午前9時00分開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 総務部、企画部、消防本部

第106号議案	「質疑・討論・採決」
第107号議案	「質疑・討論・採決」
第108号議案	「質疑・討論・採決」
第109号議案	「質疑・討論・採決」
第115号議案	「質疑・討論・採決」
第116号議案	「質疑・討論・採決」

### 出席委員（5名）

委員長 村田康助      副委員長 打桐厚史  
委員 中西宏彰      丸山隆弘      加藤芳夫  
議長 下江洋行

### 欠席委員（1名）

委員 菊地勝昭

### 説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部の副課長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭      議事調査課長 伊田成行      書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日、菊地委員から欠席の届けがありましたので、報告いたします。

本日は、20日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第106号議案から第109号議案まで、第115号議案及び第116号議案の6議案について審査します。

審査説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第106号議案 新城市税条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第106号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第107号議案 新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 確認だけさせていただきたいと思うんですけれども、確認と、あと教えていただきたいこともあるものですから、これ全般的にわずかこれ上がっておるんですけれども、これ消費税の関係もあって、その理

由になってきてるんですかね。ちょっとこの法律そのものを見てないのでいかなですけども、教えてください。

○村田康助委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 これはですね、3年に一度のですね、参議院通常選挙の折りにですね、基準値の見直しを図っておるんですが、今、丸山委員がおっしゃるとおり、5%から消費税がですね、8%に上がったのが平成26年4月からですので、その間、見直しがないものですから、今おっしゃるとおりで3%分をすべて上乘せしております。今回の見直しで。ということです。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 あと、はがきのあれは何て言うかね、作成費って言うんですか、印刷費って言うのかな、そういうのもこれ対象になっているのか。

あと、それともう1個、タクシーじゃない、ハイヤーっていう言葉でしたかね、テレビのほう見ると。その辺のところはどういうふうな取り扱いになっていますか。この改正によって多少動いたわけですかね、中味というのは。

○村田康助委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今回ですね、改正になってですね、別途ですね、資料要求って言いますか、資料がお出ししてあるかと思うんですが、新旧対照表ですね。それを見ていただければいいかと思うんですが、これ市長選に限るわけなんですけど、ビラの作成の単価、それからこれが2条第2項、それから第6条のところにビラの作成がございしますが、これは今、申しましたように、市長選に限るということであります。

それから、4条のところにですね、選挙運動用の自動車の借り入れの単価が1万5,300円から1万5,800円に上がっております。

それから、4条第1項の第2号イのところに、選挙運動用の自動車の燃料費の単価、これも

7,350円から7,560円に上がっております。

それから、第5条のところで、選挙運動用のポスターの作製単価が、印刷費が510円48銭から525円6銭に上がっております。これは1カ所当たりということでございます。

それから、同じくポスターの作製の企画費が30万1,875円から31万500円に上がっております。

今回の改正につきましては、これが先ほど申しましたように、新旧対照表にあるところの部分でありまして、先ほどハイヤーと言われたかと思うんですが、今回については、今回の改正についてはそこら辺のとは特にありません。改正はございません。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。ありがとうございます。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありません。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第107号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第108号議案 新城市財産区特別会計の設置に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第108号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第109号議案 新城市財産区管理条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第109号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第115号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと1点お聞きしたいんですけど、この財産の譲渡なんですけど、相手方がこの吉川区区長、天野正二っていう

方になってる。これは今までよく地縁団体をつくって指導して、土地建物を地元に移管しておるんですけど、今回この吉川区区長っていうのは、これは任意団体ですか、地縁団体ですか。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 吉川区につきましては、これは地縁団体がまだございませんので、地元の行政区へ譲渡ということになります。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 もう1点、任意団体ということになると、これ建物、土地じゃなくて建物なんですけども、今までは恐らく市の財産ということになれば当然、新城市としての名義で建物登記がされておると思うんですけども、今回、任意団体に移るっていうことは、登記簿上って言うか、第三者の対策要件としての所有権っていうのは、どういうふうに区のほうに指示って言うか、指導されてるんですか。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 認可地縁団体ではないものですから、登記という形では打てませんので、ちょっと関連で、土地もですね、実はこれ新城市の名義なんです。

それも本来であれば、認可地縁団体があればですね、移して登記もできるんですけども、それができませんので、もう土地については、この譲渡議案がお認めいただいた後ですね、地元へ無償の貸し付けという形を予定しております。

建物は、譲渡はするんですけども、登記という形を打てませんので、ちょっと第三者に対抗するっていうことはできませんけれども。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今までそれじゃあ、この建物、鉄骨造、2階建て558.30平米っていうのは、法務局に新城市としての登記はしてないんですか。してあるでしょうか。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 登記はしてないです。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 新城市、地元、私の地元もそうなんですけども、当然新城市が施工主体として建った建物に対して、今まで新城市が土地はもちろんですけど、建物も民間の場合はしない場合もあるんですけども、新城市の場合は市有名義として当然、登記を、建物登記をされていたと思っておったんですけど、なぜここしてなかった。してなかったのかなど。いつごろ建った建物、時期的なもの。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 基本的に、まず市の物は登記してないものが、してないです基本的に。

それと、この吉川公民館ですけども、建築はですね、昭和61年でするので、ちょうどこととして30年目になります。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 じゃあ、市の中って言うか、今の公民館の中では、新しいものは当然、登記してるけど、過去の物については登記してない市有物件って言うか、市の公民館というのがあるということですね、そういうのも。登記、建物登記してない施設もある。そういうふうに理解で。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 市の物として、市の所有の物については、基本的に登記はしてないです。

○村田康助委員長 打桐委員。

○打桐厚史副委員長 済みません、私、勉強不足で申しわけないんですけど、今、加藤委員の質疑にかぶる可能性があるんですけど、建物を、きょうみたいな大雨とかですね、災害に対してですね、あと火災とか地震とかに、保険は市の保険の流用になるんですか。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 今まではですね、市の

市有物件の保険に入っておりました。

これで地元の吉川区に譲渡することによりまして、今度は地元のほうですね、建物の保険に入っていただくような形になります。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今回の保険に絡んでと言うか、絡むんですけども、今度、今、言う吉川区のそういう財産的なものになると思うんですね。そのときに当然、今度は今この段階ではこの吉川区としては建物登記ができないということになると、区長に対して新城市との譲渡契約、どんなのちちょっと契約なのか分からんけど、渡した段階で、吉川区に対して、この財産としてそういうことだよというような扱いの何か文書的な話しになるとどうこの市が区に、吉川区に対して、この建物の説明をするのかな。その辺。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 認可地縁団体でないものですから、登記はできないんですが、無償譲渡の契約を市と吉川区と結ぶ形になります。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ということは、幽霊団体と言ったらいかん、幽霊的な組織って言うのか、所有がはっきりしないけども、一応、市とは譲渡契約を結ぶけども、建物の存在としては個人的なものがないっていう形で、吉川区そのものが当面の間は、地縁団体つくるまでは区の中に、区として何か受けたよ、区民に対してどうだよって言う、何か説明をするのかな。というのは、聞いていいことなのかわからないけどちょっとその辺があやふやな状況かな。保険も含めてそうなおるのかな。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 登記と言いますのは、第三者に対抗するための要件としてありますので、あくまでこれは吉川区に建物を無償で譲渡するっていうことですので、所有権は当然、地元の吉川区に移るということですので、登記だけはできませんけれどもという

ことです。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第115号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第116号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 1点ちょっと教えていただきたいんですけど、今回この消防用のこのポンプ車購入について、この入札、一般競争入札って言うことだと、ちょっと入札書のあれがなくって申しわけなかったんですけども、予定価格から取得価格に対して、どのくらい差が、差って言うか、価格差が出たかっていうことと、一般競争ですので、数者、数十者あったのかどうか、その辺の価格の差異がどのくらい出たかっていうことをちょっと教えてください。

○村田康助委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 その件に関しては、予定価格にあつては5,500万円で予定をしております。

取得価格につきましては、5,497万2千円となります。

入札業者につきましては、5者より入札を  
いただいております。

以上です。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 できればちょっとその5者、  
1者は当然あれですけど、4者の価格差って  
言うか、どの程度の価格の差が出るか、わ  
かればちょっと教えていただきたいと思いま  
す。

○村田康助委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 1者につきましては  
は5,090万円、入札業者になります。

4者につきましては5,670万円、5,480万円、  
5,540万円、5,350万円となります。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありません  
か。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第116号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異  
議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よ  
って本議案は、原案のとおり可決すべきもの  
と決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の  
審査はすべて終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成  
につきましては、委員長に一任願いたいと思  
います。

これに異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのよ  
うに決定しました。

これをもちまして、本日の総務消防委員会  
を閉会します。

閉 会 午前9時20分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを  
証するために署名する。

総務消防委員会委員長 村田康助